

2025年4月1日より食材費等の物価高騰のため

入院時の食事療養費の負担額が変わります

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）			
所得区分		令和6年6月以降	令和7年4月以降
義務教育就学後～ 69歳までの患者様	70歳以上の患者様	※全医療機関共通の値上げ金額となります	
区分ア	現役並みⅢ	1食490円 (1日3食1,470円)	1食510円 (1日3食1,530円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円 (1日3食690円)	1食240円 (1日3食720円)
	低所得Ⅰ	1食110円 (1日3食330円)	1食110円 (1日3食330円)

※流動食のみを提供する場合以外の場合となります

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます